

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
 項目 **他の企業会計基準等の修正案**

I. 本資料の目的

- 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案及び「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（案）」に関連して修正が必要と考えられる企業会計基準等の修正案についての ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. ASBJ 事務局による分析

関連修正

（対象となりうる会計基準等）

- 現時点で改正又は修正の対象となりうると考えている会計基準等は次のとおりである。

（1）改正の対象となりうる会計基準等

| 基準名称 | 対応 |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」 | 審議事項(1)-5 参照 |
| 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」 | 第 550 回企業会計基準委員会等 ¹ で審議 |
| 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」 | 第 551 回企業会計基準委員会等 ² で審議 |
| 企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」 | 第 550 回企業会計基準委員会等で審議 |
| 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」 | 第 551 回企業会計基準委員会等で審議 |

¹ 第 550 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 3 日開催）及び第 241 回金融商品専門委員会（2025 年 6 月 30 日開催）を合わせて「第 550 回企業会計基準委員会等」という。

² 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）及び第 242 回金融商品専門委員会（2025 年 7 月 16 日開催）を合わせて「第 551 回企業会計基準委員会等」という。

| | |
|--|------------------------------------|
| 企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」 | 審議事項(1)-5 参照 |
| 企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」 | 第 550 回企業会計基準委員会等で審議 |
| 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 | 第 551 回企業会計基準委員会等で審議 |
| 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」 | 第 551 回企業会計基準委員会等で審議 |
| 企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」 | 第 550 回企業会計基準委員会等で審議 |
| 企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」 | 第 551 回企業会計基準委員会等で審議 |
| 実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 | 審議事項(1)-4 参照 |
| 移管指針第 1 号「ローン・パーティシパシジョンの会計処理及び表示」 | 審議事項(1)-8 参照 |
| 移管指針第 7 号「持分法会計に関する実務指針」 | 審議事項(1)-4 参照 |
| 移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q & A」 | 第 549 回企業会計基準委員会等 ³ で審議 |

(2) 特に内容の検討を要せずに形式的に修正が可能と考えられる主なもの

| 基準名称 | 対応 |
|---|--------------|
| 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」 | 本資料で検討 |
| 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 | 本資料で検討 |
| 企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」 | 本資料で検討 |
| 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」 | 審議事項(1)-4 参照 |

³ 第 549 回企業会計基準委員会（2025 年 6 月 19 日開催）及び第 240 回金融商品専門委員会（2025 年 6 月 18 日開催）を合わせて「第 548 回企業会計基準委員会等」という。

| | |
|--|--------------|
| 企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」 | 本資料で検討 |
| 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」 | 審議事項(1)-4 参照 |
| 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」 | 本資料で検討 |
| 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 | 審議事項(1)-4 参照 |
| 実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」 | 審議事項(1)-6 参照 |
| 実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」 | 審議事項(1)-7 参照 |
| 実務対応報告第 8 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」 | 本資料で検討 |
| 実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」 | 本資料で検討 |
| 移管指針第 2 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」 | 本資料で検討 |
| 移管指針第 6 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」 | 本資料で検討 |
| 移管指針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」 | 審議事項(1)-4 参照 |

(3) 参考：公開草案への改正（案）

| | |
|--|----------------------|
| 企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」 | 第 550 回企業会計基準委員会等で審議 |
| 企業会計基準適用指針公開草案第 85 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」 | 第 550 回企業会計基準委員会等で審議 |

（用語の置換えに関する方針）

3. 第 548 回企業会計基準委員会等⁴においてお示した企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案（以下「金融商品会計基準改正案」という。）及び金融商品実務

⁴ 第 548 回企業会計基準委員会（2025 年 6 月 5 日開催）及び第 239 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 29 日開催）を合わせて「第 548 回企業会計基準委員会等」という。

指針の文案（以下「金融商品実務指針改正案」という。）では、以下の用語について置換えを提案している。

| 現行の金融商品会計基準又は 金融商品実務指針における用語 | 金融商品会計基準改正案又は 金融商品実務指針改正案における用語 |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 貸倒見積高 | 予想信用損失 |
| 償却原価法に基づいて算定された価額 | 償却原価 |
| (現行の) 償却原価法 | 金利差額調整法による償却原価法 |
| (現行の) 利息法 | 金利差額調整法における利息法 |
| (現行の) 定額法 | 金利差額調整法における定額法 |

- また、貸付金及び重要な金融要素を含む債権⁵並びに満期保有目的の債券については、実効金利法による償却原価法、実効金利法における利息法及び実効金利法における定額法を新たに定めることを提案しているため、これらの商品についての償却原価法、利息法及び定額法の記載についても、それぞれ「実効金利法による償却原価法」、「実効金利法における利息法」及び「実効金利法における定額法」への用語の置換えが必要と考えられる。
- このほか、満期保有目的の債券について、予想信用損失モデルの対象とすることを提案していることから、時価の下落に基づく減損判定が不要となる。このため、満期保有目的の債券に係る減損判定に言及している場合には修正が必要と考えられる。

III. ASBJ 事務局の提案

(貸倒見積高(額)に関する修正)

- 本資料第3項から第5項の分析を踏まえて、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」については、次のイメージ (HPでは非公表) で修正することが考えられるがどうか。

| 修正イメージ |
|-----------|
| (HPでは非公表) |

(償却原価及び満期保有目的債券に関する修正)

⁵ 貸付金代替性私募債を含む。

7. 本資料第3項から第5項の分析を踏まえて、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」については、別紙のイメージ (HP では非公表) で修正することが考えられるがどうか。
8. また、以下については、次のイメージ (HP では非公表) で修正することが考えられるがどうか。
 - (1) 企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」
 - (2) 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
 - (3) 実務対応報告第8号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」
 - (4) 実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」
 - (5) 移管指針第2号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
 - (6) 移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」

| 修正イメージ |
|------------|
| (HP では非公表) |

ディスカッション・ポイント

本資料第2項から前項までのASBJ事務局の分析及び提案、並びに別紙の修正案の文案 (HP では非公表) について、ご意見を伺いたい。

以 上